

住民監査請求監査結果

第1 請求の受理

1 請求人

X

2 相手方

札幌市長（以下「市長」という。）

3 請求の提出日

平成 23 年 3 月 23 日

4 請求の要件審査

この札幌市職員措置請求については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項に規定する要件を備えているものと認め、請求の提出日付けで受理した。

第2 監査の実施

1 請求の概要

請求人から提出された札幌市職員措置請求書及び下記 2 記載の平成 23 年 4 月 13 日に行った地方自治法第 242 条第 6 項に規定する請求人の陳述を総合した結果、請求（以下「本件措置請求」という。）の要旨及び理由は次のとおりである。

(1) 請求の要旨

平成 22 年度に札幌市が北海道朝鮮初中高級学校（以下「本件学校」という。）に対して補助金 180 万円を交付したことは違法又は不当な支出であるため、市長は札幌市に返還することを求める。また、今後の本件学校への公金支出をやめることを求める。

(2) 請求の理由

ア 本件学校は在日本朝鮮人総联合会（以下「朝鮮総連」という。）を通じた他国からの不当な支配下に服しており、その政治活動や資金集めに関与している。よって、本件学校に対する補助金支給は、憲法第 89 条「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」に違反している。また、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 16 条第 1 項の「教育は、不当な支配に服することなく、この法律

及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない」との規定にも違反している。

イ 本件学校の生徒等関係者は政治活動への参加や関与を行っていることから、教育基本法第14条第2項の「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」との規定に違反している。

ウ 本件学校では、史実と違う記述が多い教科書を歴史教育に用いるなど、他国へ敵対的な行為をとる北朝鮮の指導者を礼讃する主体思想教育を行っており、その教育内容は教育基本法第2条第5号の「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」に違反している。

エ 補助金の支出事務手続きにおいて、本件学校から提出された決算書類はざさんなものであり、教材費に本当に使われているのか不明なので、それを市民に開示する責任がある。

2 請求人の新たな証拠の提出及び陳述

請求人の陳述は平成23年4月13日に行われた。その際に請求人から新たな証拠が提出され、同日付けで受理した。

3 監査対象部

札幌市総務局国際部（以下「国際部」という。）

4 監査の方法

地方自治法第242条第4項の規定による監査は次の方法で実施した。

(1) 書類調査

監査対象部に対して関係書類の提出を求め、書類調査を行った。

(2) 事情聴取

監査対象部の関係職員から事情を聴取した。

第3 監査の結果

1 認定した事実

当監査委員は、書類調査及び監査対象部関係職員の事情聴取を行い、次の事実を

認めた。

(1) 本件学校について

本件学校は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 134 条に規定する各種学校として北海道知事の認可を受け、学校法人北海道朝鮮学園（以下「本件法人」という。）が札幌市清田区に設置したものである。その学則においては「本校は、学校教育法にもとづき本校に入学する在日朝鮮人子女に対し、初等、中等の普通教育を施し朝鮮人として必要な教養を涵養し、併せて朝・日両国民の親善に寄与しうる人材を育成することを目的とする。」とされており、その児童及び生徒として約 100 名の札幌市民が在籍している。

(2) 補助金について

市長は地方自治法第 232 条の 2 の規定に基づき、本件学校の管理運営費に対する補助として、本件法人への補助金を昭和 62 年度から毎年度支出している。その補助目的は、日朝両国民の親善に寄与しうる人材の育成のためとされている。平成 22 年度の補助金支出（以下「本件支出」という。）についてみると、本件法人から提出された補助金交付申請に基づき、本件学校の管理運営費のうち教材教具費、教育備品及び学校備品（以下「教材教具費等」という。）の合計金額である 1000 万円を補助対象経費として特定したうえで、これに充てるための補助金として 180 万円を交付することを平成 22 年 7 月 15 日に決定している。この補助金額は、平成 17 年度から平成 22 年度までの間は毎年度同額の 180 万円である。

補助金の交付決定に当たっては、事業の終了前に概算払いで交付することとし、本件法人からの請求行為により支払いを行うが、事業の終了後には収支決算書及び事業実績報告書を作成して 2 ヶ月以内に市長へ提出し、補助金の精算を行うべきことを本件法人へ通知している。これに従い、本件法人から国際部へ請求書が提出され、当該補助金は平成 22 年 10 月 14 日に本件法人へ支出された。

本件措置請求は平成 23 年 3 月 23 日にされたところであるが、その後、平成 23 年 3 月 31 日に平成 22 年度の補助対象事業が終了したため、同日付けで収支決算書及び事業実績報告書が本件法人から国際部へ提出された。これにより、国際部ではその事業効果を確認したうえで、補助金額を概算払いと同額と確定している。

これらの事務手続きは、地方自治法、札幌市会計規則及び札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和 36 年訓令第 24 号。以下「訓令」という。）に則り行わ

れている。

また、札幌市の平成 23 年度予算では、第 2 款 総務費 第 1 項 総務管理費 第 5 目 国際交流費として、本件法人への補助金 180 万円が前年度と同様に計上されており、札幌市議会の議決も得ている。平成 23 年 4 月末日の時点では、平成 23 年度の本件法人への補助金交付決定はされていないことから、この支出は行われていない。

(3) 補助金の使途について

前記 1 -(2)にあるとおり、本件支出における補助対象経費は本件学校管理運営費のうち教材教具費等であり、本件法人から平成 23 年 3 月 31 日付けで国際部に提出された収支決算書及び事業実績報告書によれば、その決算内容は次表のとおりである。

項 目	金額 (単位:円)	説 明
教材教具費	2,341,590	教材用各種資料
教育備品	946,275	学校、寄宿舍備品
学校備品	965,425	体育関係施設器具

これらの補助対象経費の合計額は 425 万 3290 円となり、補助金額の 180 万円を上回っている。補助金の交付決定に当たっては、「市長が必要と認めたときは、地方自治法第 221 条第 2 項の規定により随時状況の調査を行い、又は必要事項について報告させることがある。」ことを通知しているが、国際部が補助金の使途を確認するために本件法人から提出を求めているのは、上記の収支決算書及び事業実績報告書のみであり、経理関係書類の現地調査などは行っていない。

2 判断

前記 1 の認定した事実に基づき、当監査委員は、請求人が本件措置請求で主張する違法又は不当（以下「違法等」という。）などの事由について、次のとおり判断する。

- (1) 請求人は、本件支出が憲法第 89 条に違反していることを主張しているので、まずこの点について検討する。

憲法第 89 条は「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」と規定している。請求人の主張によれば、本件学校は朝鮮総連を通じた他国からの不当な支配下に服していることから、憲法第 89 条後段にある「公の支配」に属するとはいえないため、公金を本件法人に支出することは憲法違反であるとしている。

しかし、この「公の支配」とは、教育の事業に対して公の財産を支出し、又は利用させるためには、その教育事業が公の支配に服することを要するが、その程度は、国又は地方公共団体等の公の権力が当該教育事業の運営、存立に影響を及ぼすことにより、当該教育事業が公の利益に沿わない場合にはこれを是正しうる途が確保され、公の財産が濫費されることを防止しうることをもって足りるものと解される（東京高等裁判所平成 2 年 1 月 29 日判決参照）。

本件法人は、私立学校法(昭和 24 年法律第 270 号)第 64 条第 4 項の規定により設立された準学校法人で、同条第 5 項の規定により準用される第 62 条の規定による解散命令の対象となっており、法令違反があった場合、所轄庁は解散を命じ得ることとなっている。

また、各種学校である本件学校については、学校教育法第 134 条第 2 項で準用する第 13 条の規定による閉鎖命令の対象となっており、この命令に違反した場合は罰則も適用される。

したがって、本件法人及び本件学校が公の利益に沿わない場合にはこれらの規定に基づきこれを是正しうる途が確保され、公の財産が濫費されることを防止することができると思われるから、本件法人及び本件学校に対しては、憲法第 89 条後段が規定する「公の支配」が及んでいるものと考えられる。

(2) 次に、請求人は、本件学校は教育基本法第 14 条第 2 項及び第 16 条に違反しているとも主張しているので、この点について検討する。

請求人によれば、本件学校は朝鮮総連を通じた他国からの不当な支配を受けており、これは教育基本法第 16 条第 1 項の「教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない」との規定に違反しており、また、本件学校の生徒等関

係者が政治活動への参加や関与を行っていることから、教育基本法第14条第2項の「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」との規定に違反しており、そのため、本件法人及び本件学校に対し、憲法第89条後段が規定する「公の支配」が及んでいるとしても、このような違反行為がある以上は憲法違反であると主張する。

しかしながら、請求人が提出する証拠書類のうち、朝鮮総連の活動内容と全国にある朝鮮学校との関わりに関するものの多くは新聞記事であり、本件学校と朝鮮総連とのつながりや、他国からの本件学校への不当な支配を個別具体的に証明するものとしては不十分であって、他にこの点を明らかにし得る的確な証拠は存在しない。

また、政治的活動についても、教育基本法第14条第2項に規定する「法律に定める学校」とは、学校教育法第1条に定める小学校、中学校及び高等学校等（以下「1条校」という。）を指すものと一般的に解されることから、各種学校である本件学校が同条項に違反しているとは言い難い。請求人は、本件学校が1条校と多くの面で同等に取り扱われていることも主張理由として挙げているが、それをもって政治的活動の規制も1条校と同様に受けるべきという考えは、法解釈として適当なものとは認められない。

以上から、請求人の上記主張は採用することができない。

- (3) さらに、請求人は本件学校における教育内容は、教育基本法第2条が規定している教育が達成すべき目標のうち、第5号の「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」に違反していると主張するので、この点について検討する。

請求人は、朝鮮学校で一般に用いられている歴史教科書の記載内容が史実を歪曲していることや、北朝鮮の現在の政治体制を礼讃する主体思想に沿ったものとなっていることなどから、本件学校においては、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う教育が行われているとは言えないと主張する。

確かに、請求人が提出した歴史教科書（日本語訳をされたもの）の写の記述中には、請求人の指摘する内容のものが見られ、これらは請求人の主張に沿うものと言える。しかしながら、請求人が本件学校の教育内容について主張するところ

は、他の第三者からの伝聞に基づくものが多く、請求人が本件学校の授業等を直接見聞したというものでもないから、上記の記述や請求人の陳述から直ちに本件学校において日本を含めた他国を敵視するような教育が行われているとまで断定することは困難である。

一方、監査対象部である国際部においては、本件学校の教育内容等について直接調査等を実施したことはなく、その具体的内容を把握していないものの、北海道知事が本件法人や本件学校に対して法令違反行為があるとして行政指導や命令を行った事実はないことを考えると、本件学校の教育内容が明らかに教育基本法第2条第5号に違反していると断定することはできない。

(4) 続いて、本件支出が地方自治法第232条の2の規定に沿ったものかどうかについて検討する。

地方自治法第232条の2は、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定するが、公益上の必要性に関する判断については、普通地方公共団体の長に合理的裁量権が認められ、その判断に裁量権の逸脱又は濫用が認められないかぎり、当該補助金の交付は違法または不当と評価されることはないと解される（広島高等裁判所平成13年5月29日判決参照）。また、公益上の必要性の存否については、地方公共団体の議会あるいは執行機関において、社会的、地域的諸事情を総合的かつ合理的に勘案して判断すべきであって、その裁量の範囲は相当広範なものと解されている（千葉地方裁判所平成21年4月24日判決参照）。

本件支出は、前記認定のとおり日朝両国民の親善に寄与しうる人材の育成を補助の目的とし、日朝両国民の相互理解及び友好親善を深め、ひいては本市の国際化に寄与するものとして、札幌市の公益にかなうとの判断に基づくものである。また、補助の対象経費は、直接生徒の教育に必要な教材教具費等としており、個別の教育内容に着目したものではない。

これらのことを踏まえると、本件学校の教育内容を考慮して公益上の必要性をどのように判断すべきかは、補助に際し市長がその裁量の範囲内において判断すべきものであり、その判断は、明確な違法が認められない限り、合理的なものとして是認することが相当である。

そして、前記2-(3)で述べたとおり、請求人の主張が本件学校の教育内容や教

育基本法違反を具体的に指摘したものと認められないこと、所轄庁である北海道知事が、本件法人や本件学校に対して法令違反行為があることを示すような行政指導や命令を行っていないことをも考慮すると、本件支出を決定した市長の判断に裁量権の逸脱又は濫用があったとは認められない。

したがって、本件学校が教育基本法第2条に違反していることを理由として本件支出が違法又は不当な公金の支出にあたるという請求人の主張は、採用することができない。

(5) 続いて、本件支出の事務手続きについて検討する。

請求人は、補助金の精算及び金額確定の手続きにおいて、本件法人から提出された決算書類のみでは本件補助金が適切に使われたのかは確認できないから、担当部署において必要な調査を行いその結果を市民に開示する責任があると主張する。

まず平成22年9月に行われた本件法人への補助金の支出は、札幌市会計規則及び訓令等の関係諸規程に則り、適正に支出されていると認められる。その後の補助金額確定及び精算の手続きも、本件措置請求がなされた後に行われたものではあるが、関係諸規程に則り、札幌市における他の補助金交付とほぼ同様の手続きで行われたことが確認できる。そして、訓令第6条第1項によれば、補助事業終了後に行う事業効果の確認については、事業者から提出された収支決算書及び事業実績報告書の審査と、必要に応じて行う実地調査等によるべきことが定められているから、実地調査等を行うかどうかは国際部の任意の判断に委ねられているものと解するべきであり、その手続き上の瑕疵は認められない。

(6) 最後に、請求人は本件学校への補助金支出を今後は行わないことを求めているので、その点について検討する。

これまで述べてきたとおり、平成22年度における本件支出は違法等とは認められず、補助の公益上の必要性に関する判断においても、市長の裁量権の逸脱又は濫用があったとはいえない。そのため、現時点においては、本件学校への補助を行うべきではないとする特段の事情は認められない。

第4 結論

以上により、請求人の本件措置請求には理由がないので、これを棄却することとする。